市道の廃止について

市道を次のように廃止する。

## 熊本市長 大西一史

議案番号	路線名	起	点	重要な
		終	点	経過地
議第131号	島崎6丁目	島崎6丁目448	地先	
	第14号線	島崎6丁目449	地先	
議第132号	新南部町	新南部町329番2	地先	
	第15号線	新南部町294番2	地先	
議第133号	古閑	南区富合町古閑841番3	地先	
	第12号線	南区富合町古閑841番9	地先	

## (提出理由)

次の事由に伴う市道廃止について、道路法(昭和27年法律第180号)第10 条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 払下げ
- (2) 開発行為